

食事サービスに関する事項の掲示

入院時食事療養費

入院時食事療養費(I)・入院時生活療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時(朝食午前8時、昼食午後0時、夕食午後6時)適温で提供しております

特別管理給食

当院は厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、管理栄養士によって管理された給食が、適時(夕食は午後6時以降)・適温で提供されます

選択メニュー

当院では、一般食の提供を受けている患者様は、平日の昼食・夕食に、患者様に対して提示した複数のメニューからお好みの食事を選択することができます(自己負担はありません)

治療食の提供(腎臓病・肝臓病・糖尿病など)をしています

食堂における食事の提供をしています

負担額について

一般(市民税課税世帯)の方	(注1)	1食 510円
市民税非課税世帯の方	(注2)	1食 240円(91日目以降は190円)
70歳以上で所得が一定基準以下(低所得者I)	(注2)	1食 110円

(注1) 難病・小児慢性特定疾患の方は、1食300円

(注2) 負担額を減額するためには、減額認定証の掲示が必要です